

2018年9月

台風により罹災された組合員の皆様へ

大阪市職員労働組合
共済サービスセンター

台風被害にかかる自治労共済の給付基準と罹災報告方法についてのご案内

平素は自治労共済をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。このたびの台風により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、自治労共済にかかる給付基準と申請方法について、下記のとおりご案内いたします。なお、被害が広範囲にわたるため、訪問調査に時間がかかることが予想されます。瓦屋根が飛ばされた場合は、「3.修理を急ぐ等の理由により罹災現状維持が困難な場合」をご覧ください。ご対応をお願いします。

ご不明な点がございましたら、各支部福対担当者、もしくは市職共済サービスセンターまでお問い合わせください。

記

1 自治労共済の給付基準

① 総合共済基本型 ← 組合員全員加入

建物の損害程度で判定されます。

住宅災害給付（自然災害による損害） 組合員が居住している建物が全壊・半壊した場合の他、一部損壊は建物の20%未満を損壊し損害額が **20万円**を超える場合、床上浸水した場合（床面以上に土砂が流入した場合を含む）に共済金が支払われます。

② 火災共済 ← 火災共済に加入されている方

建物の損害程度で判定されます。

風水害等共済金（自然災害による損害） 火災共済契約建物が全壊・半壊した場合の他、一部壊は建物の損害額が **10万円**を超える場合、床上浸水した場合（床面以上に土砂が流入した場合を含む）に共済金が支払われます。

③ 自然災害共済 ← 自然災害共済に加入されている方

建物・家財の損害程度で判定されます。

風水害等共済金（自然災害による損害） 自然災害共済契約建物が全壊・半壊した場合の他、一部壊は建物や家財の損害額が **10万円**を超える場合、床上浸水

した場合（床面以上に土砂が流入した場合を含む）に共済金が支払われます。

給付の確認に関しては、別紙「風水害被害 自治労共済給付対象チャート」をご参照ください。なお、地震による被害と風水害による被害とは給付基準が違っておりますのでご注意ください。

2 罹災の報告方法

共済金の給付に該当する場合は、下記のいずれかの方法で罹災報告をしてください。

- ① インターネット：全労済「住宅災害受付専用フォーム」
 - ・ <https://www.zenrosai.coop/ss/kyousaikin/house/index.php>
 - ・「全労済 住宅災害受付専用フォーム」で検索
 - ・風水害と地震の「入口」は違うのでご注意ください
- ② 電話：全労済住宅損害受付センター
 - ・ 0120-131-459 受付時間：24 時間 365 日
 - ・つながりにくい状態が予想されます
- ③ 別紙「罹災報告書」を市職共済サービスセンターに FAX または郵送
 - ＊報告いただくと後日、全労済より連絡があり、訪問調査が行われます。なお、基本型のみの場合は書面審査となり、申請書類が自宅に郵送されるケースもあります。被害の報告が多数寄せられているため、訪問に時間がかかることが予想されます。

3 修理を急ぐ等の理由により罹災の現状維持が困難な場合

以下の書類をご準備の上、修理をしてください。

- ① 撮影可能な範囲での損害箇所の写真（屋根等危険な箇所は修理業者の方へ撮影依頼をお願いします）
- ② 修理箇所がわかる見積書・領収書
- ③ 罹災証明

大阪市職共済サービスセンター

大阪府中央区北浜 2-1-23

日本文化会館ビル 2 階 〒541-0041

Tel. : 06-6202-0080

相談ダイヤル : 0120-079-431

(平日のみ 9 : 30-13 : 30 / 14 : 00-19 : 00)

FAX : 06-6202-0090

E-Mail : 079431@osaka-shishoku.or.jp